# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

茨城県稲敷市長

#### 公表日

令和7年1月14日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務				
②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋および償却資産)の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。 ・必要に応じて、公金受取口座情報を活用した還付を行う。				
③システムの名称	固定資産税システム(標準化前)、固定資産税システム(標準化後)、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、eLTAXシステム、バックアップシステム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
固定資産税賦課情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記) 第9条第1項 別表24の項、第9条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市民生活部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課·税務課 電話029-892-2000				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 税務課 電話029-892-2000				
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	15年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	l	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、それ	] ごでれ重点項目詞	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で 評価書又は全項目評価書において、リス	<b>ド全項目評価書</b>		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であっ	శ్ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	శ్ ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ C	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠		、本人からのマイ	-登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー ナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又 厳守している。

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入防止するための措置を、シスラ		対象者以外の情報"や"必要な情報"以外の入手 の面から講じている。			

#### 変更簡所

変更固.	_			Ann at a mile dies	Am at and Mary a her of MV on
変更日	項目   1 5. 評価実施機関におけ	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	る担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 栢葉 勝義	税務課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課·税務課 電話029- 892-2000	事後	
令和1年6月20日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 総務課 電話029-892-2000	〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 税務課 電話029-892-2000	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ 1.対象人数 いつの時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	I 1. 特定個人情報を取り扱 う事務 ②事務の概要	右記を追加	・必要に応じて、公金受取口座情報を活用した 還付を行う。	事前	
令和5年3月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[情報照会] ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則 第2条第7項	事前	
令和5年3月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点 の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和7年1月14日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システム名 称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納 管理システム、口座管理システム、eLTAXシス テム、パックアップシステム、中間サーバー	固定資産税システム(標準化前)、固定資産税システム(標準化後)、宛名管理システム、収納管理システム、ロ座管理システム、eLTAXシステム、パックアップシステム、中間サーバー	事後	
令和7年1月14日	I 3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下,「番号 法」と表記)第9条第1項 別表第一 16の項、 第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下,「番号 法」と表記)第9条第1項 別表24の項、第9条 第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第16条	事後	
令和7年1月14日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携	[情報照会] ・番号法第10条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則 第2条第7項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項	事後	
1					
	l .	l	l .		1